

平成 26 年 10 月 27 日

労災レセ電対応に関するパッチ提供分

1. 労災・自賠責レセプト（外来）の療養期間記載修正

平成 25 年 10 月 28 日パッチで、月途中での入退院と外来診療が混在する場合の療養期間記載について修正を行いましたが、外来と同一労災・自賠責保険で入院の入力がある場合（外来と同一労災・自賠責保険の入院レセプトがある場合）は、修正前の療養期間記載となるよう再度修正しました。

（例）患者登録－労災自賠保険入力

＜短期給付＞ 傷病年月日：H 2 6 . 9 . 1

療養開始日：H 2 6 . 9 . 1 療養終了日：9 9 9 9 9 9 9

（１）外来 診療日 10 月 5 日、10 日

入院 10 月 20 日～ （外来と同一労災・自賠責保険）

短期給付 10 月分外来レセプト

療養期間 26 年 10 月 1 日～26 年 10 月 31 日

↓

療養期間 26 年 10 月 1 日～26 年 10 月 19 日

（２）入院 10 月 20 日～11 月 10 日 （外来と同一労災・自賠責保険）

外来 診療日 11 月 15 日、20 日

短期給付 11 月分外来レセプト

療養期間 26 年 11 月 1 日～26 年 11 月 30 日

↓

療養期間 26 年 11 月 11 日～26 年 11 月 30 日

2. 「はり・きゅう」＋「施術加算」の剤点数修正

平成26年4月診療分以降で、「はり・きゅう」＋「施術加算」を診療行為入力した場合、剤点数が20%加算した点数になっていなかった為、レセプトの点数集計が正しく行われていませんでした。剤点数が20%加算した点数になるよう修正しました。

(例)

. 800

101801020 はり・きゅう (2術)

101801030 施術加算

396 × 1

↓

475 × 1